

8月10日 ~ 13日

環境センター運転休止

環境センター（し尿処理場施設）は、機械設備の点検などのため、8月10日（土）～13日（火）の4日間、し尿などの受け入れができません。

そのため各家庭の収集もできませんので、ご注意ください。

お問い合わせは、生活環境課処理場整備係
（ 880-6557 ）まで

お問い合わせは
高知労働局総務部企画室
（ 885・6027 ）
高知総合労働相談コーナー
（ 885・6010 ）まで

個別労働関係紛争の解決の促進
高知労働局は、電話・面談での労働に関する総合相談を実施しています。
また、個別労働関係紛争の迅速な解決のため、労働局長の助言・指導、紛争調整委員会のあつせんにより、個々の相談にも対応しています。

9月30日（月）から

戸籍事務をコンピュータ化！

市では、戸籍事務を9月30日（月）からコンピュータで処理するための作業を現在進めています。

【戸籍をコンピュータで処理すると】

- ◆証明書が見やすくなります。
- ◆事務が効率化され、証明書の発行が迅速にできます。
- ◆手書きによる書き癖や簡略文字は、漢和辞典に載っている文字になります（氏名の字体が変わる方は8月初めにお知らせします）。

お問い合わせは
（財）四国電気保安協会山田支所
（ 0887・52・0514 ）まで

考えていますか？
電気の使用安全
8月は電気使用安全月間
電気事故は夏季に集中して発生してきます。
電気の安全は、電気を使っているあなたの正しい知識が大切です。



知って得する国民年金

国民年金保険料納付の時効は2年間です

保険料の納付期限（口座振替を利用されている方の保険料の引き落とし）は、翌月末日となっています。

保険料の納め忘れ（未納）があると、老齢基礎年金の年金額が少なくなったり受けられなくなったりします。また、もしものときの障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

納め忘れがあった場合、さかのぼって支払うことができるのは2年以内に限られ、2年を超えると納めることができません。

保険料の納付が困難な場合、保険料免除の手続きをしましょう（免除の対象となるのは、市役所に申請した前月分からになります）。

* 保険料を未納にしておくのと、免除の扱いにするのでは将来受ける年金額に大きな差ができます。未納期間は、年金を受けるための期間には含まれず、将来受ける年金額に全く反映されませんが、保険料免除が認められれば、その期間の年金額は、全額免除の場合は3分の1、半額免除の場合は3分の2で計算されます（半額免除は残りの半額を納めないと未納になります）。免除期間の保険料は10年までさかのぼって納付できます（追納）。

ただし、免除された当時の保険料に一定の率を掛けた金額になります。追納した期間は、本来の年金額として計算されます。

老齢福祉年金を受けている方へ

老齢福祉年金の年金額は、年額412,000円。なお、本人・配偶者・扶養義務者に一定額以上の所得がある場合、その年の8月分から翌年7月までの年金の支給が制限されます。

年金の支払いは、毎年4月・8月・12月（受給権者が請求した場合は11月）の3回。支払日の11日（11日が土・日曜日の場合は、その前日）以降に郵便局に証書と印鑑を持っていき、支払いを受けることができます。

14年8月の支払いは、9日（金）からです。年金証書の提出について

今年8月に老齢福祉年金を受け取ったら、年金証書を市役所年金係に提出してください（提出用の封筒は郵便局にあります）。

証書の提出が遅れると次回の支払期限までに証書が返却できず、年金の支払いが遅れることがありますので注意してください。

お問い合わせは
市民課年金係（ 880 - 6555 ）
南国社会保険事務所（ 864 - 1111 ）まで

市民からのお便り

10月には2児の母になる予定です。今から楽しみにしています。



ごみ出しは定められた日に!



★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
8/1	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
2	金	立田
3	土	田村
5	月	十市(南部)
6	火	片山、里改田
7	水	浜改田
8	木	稲吉、西窪、新川
9	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
10	土	篠原、明見
12	月	下唎内、物部、開田
13	火	稲生
14	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
15	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
16	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目 8区(たちばな団地・小籠団地を含む)
17	土	祈年、東崎(東部・西部)、駅前町
19	月	野田(東芝団地を除く)
20	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、東芝団地
21	水	白木谷、蒲原団地、蒲原住宅
22	木	久礼田、植田
23	金	奈路、瓶岩、領石、植野
24	土	十市(北部)、緑ヶ丘
26	月	国分、比江、左右山、岩村
27	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原
28	水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
9/2	月	十市(南部)
3	火	片山、里改田
4	水	浜改田
5	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
6	金	立田



* ペットボトルの収集ステーションは、可燃ごみを収集しているステーションです。
* 【雑ごみ】とは、「旧、金属以外の不燃ごみ」です。

★紙類・布類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
8月5日・19日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)
8月6日・20日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ババ南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
8月7日・21日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
8月12日・26日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
8月13日・27日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババ北) 岩村、下唎内
8月14日・28日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
8/1	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
2	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
3	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
5	月	片山、里改田、浜改田
6	火	領石、植野、久礼田、植田
7	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
8	木	立田、田村
9	金	後免町、野田、東芝団地
10	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
12	月	十市(南部)
13	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
14	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
15	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
16	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
17	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
19	月	片山、里改田、浜改田
20	火	領石、植野、久礼田、植田
21	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
22	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
23	金	奈路、瓶岩、白木谷
24	土	国分、比江、左右山、北小籠
26	月	下唎内、物部、開田
27	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
28	水	稲生
9/2	月	片山、里改田、浜改田
3	火	領石、植野、久礼田、植田
4	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
5	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野



★ダンボールの収集

と き	地 区
8月1日・15日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)
8月2日・16日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ババ南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
8月3日・17日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
8月8日・22日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
8月9日・23日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババ北) 岩村、下唎内
8月10日・24日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅